

令和8年度山口県資源循環ビジネス事業化促進事業補助金の募集 ～サーキュラーエコノミーのリーディングモデルとなる取組を支援します～

動脈産業（製造業・小売業等）から静脈産業（資源循環産業）までの幅広い事業者を対象とした、資源循環ビジネスの事業化に向けた調査費用及び資源循環に配慮した製品設計の検討費用並びに高度なリサイクル施設の整備費の一部を補助します。

◆募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年7月17日（金）まで

◆補助対象事業

- ①資源循環ビジネスの事業化に向けた調査事業
- ②資源循環に配慮した製品開発の検討事業
- ③高度化・脱炭素化リサイクル施設の整備事業

以下の観点等により審査を行いますので、十分検討のうえ申請書を記載してください。

- ・資源循環ビジネスの事業化に係る調査や環境配慮型の製品開発の検討並びに廃棄物等の再資源化施設の中核的技術やシステム等において、先導性・先進性を有し、モデルとなる事業であること。
- ・新たに開発する製品や事業化する資源循環ビジネスが従来と比較してサーキュラーエコノミー（循環経済）に寄与する事業であること。
- ・従来施設と比較して、処理能力の向上だけでなく、処理が困難な廃棄物等の再資源化を高度に行う事業であること。
- ・事業における課題及び解決方法が明確であること。
- ・事業の効果が県内の資源循環に資する事業であること。
- ・廃棄物等の再資源化効果が高く、県内への波及効果が見込めること。
- ・期間内に計画が完了する見込みがあること。
- ・カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ（自然再興）にも資する事業であること。

◆補助対象者

補助事業の区分①及び②：県内に本社又は事業所を有するリサイクル事業者、製造事業者、小売事業者などであって、以下の要件、全てに該当する事業者

補助事業の区分③：県内に本社又は事業所を有するリサイクル事業者であって、以下の要件、全てに該当する事業者

- ・補助対象事業完了後、速やかに事業化できるものであること。
- ・将来的に当該事業を継続し、安定的に実施できる見通しがあること。
- ・知的財産に関することなど公開することで不利益となる場合を除き、補助対象事業完了後、事業内容の公表に同意ができること。
- ・廃棄物処理法第14条第5項第2号イ～への各規定に該当しないこと。
- ・県税の滞納等、法令に抵触する事業者でないこと。

◆補助対象事業費等

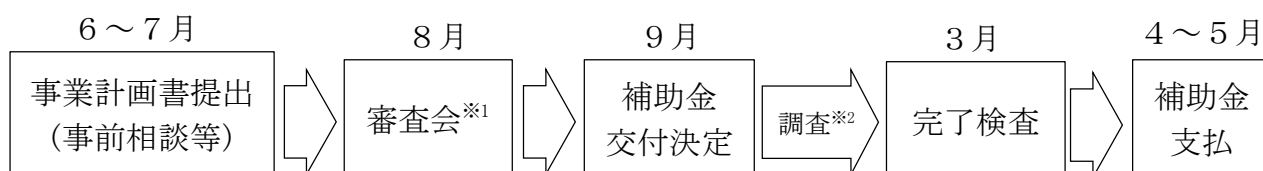
補助事業の区分	補助対象経費の区分	補助率	補助限度額
①資源循環ビジネスの事業化に向けた調査事業	人件費、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	補助対象経費の1 / 2 以内	1 事業あたり 5 百万円以内
②資源循環に配慮した製品開発の検討事業			
③高度化・脱炭素化リサイクル施設の整備事業※ ¹	①構築物費 ②機械装置・工具器具費 ③付帯工事費 ④その他の経費	補助対象経費の1 / 3 以内 (中小企業※ ² は1 / 2 以内)	1 事業あたり 5 千万円以内

※1：リース契約による設置や複数年の割賦による購入は対象外

※2：中小企業者の考え方は、以下の中小企業庁のホームページをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

◆事務手続きの流れ



※1：審査会においてプレゼンを実施していただきます。

※2：補助事業の区分①及び②は11～12月頃に進捗状況の中間報告を行っていただきます。また、事業完了後、成果報告を行っていただきます。

◆提出書類

1. 補助事業計画書

- ・補助事業の区分①及び②：様式1、2-1、2-2
- ・補助事業の区分③：様式1、2-1、2-2、3

※廃棄物・リサイクル対策課のホームページからダウンロードできます。

2. 補助事業の内容説明に必要な資料（任意）
3. 補助事業実施場所の位置図
4. 県税納税証明書（全税目について滞納がないこと）

※以下は、補助事業の区分③のみ

5. 財務諸表（直近の2期分）
6. 法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本
7. 会社パンフレット
8. 施設の構造や仕様を示した図面・カタログ
9. 見積書（原則として、複数業者から見積りを取ってください）

※実証施設の場合は、実証計画及び数値目標を添付してください。

◆応募先（問い合わせ先）

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課 ゼロエミッション推進班

TEL：083-933-2992 FAX：083-933-2999

E-mail：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp